

被災児童生徒就学支援等事業の継続及び被災した児童

- ・ 生徒への十分な就学支援について

東日本大震災から14年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、被災児童生徒就学支援等事業が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われており、令和7年度も東日本大震災復興特別会計に約5億円の予算が計上されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小・中学生に対する学用品等の援助、スクールバス運行による通学手段の確保に係る経費を含む通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童・生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料の減免などが実施され、被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

政府は、令和3年3月9日に「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」を閣議決定し、令和3年度から同7年度までの5年間を第2期復興・創生期間として位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組を進め、子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

福島県こども・青少年政策課によりますと、福島県では令和6年4月1日時点で約3千人もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援が必要であり、学校現場

からも、事業の継続を強く望む声が届いています。

福島県の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う被災児童生徒就学支援等事業による就学支援が必要です。本事業に係る予算措置は単年度のため、仮に事業が終了することとなれば、支援事業に要する予算は自治体の負担となり、被災した児童・生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されることから、令和8年度においても本事業を継続するため必要な財政措置を行うべきと考えます。

よって政府は、下記事項について措置されるよう、強く要請します。

記

- 1 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和8年度においても、全額国庫負担による被災児童生徒就学支援等事業の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和7年6月12日

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

あて

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

復興大臣

その他関係筋